

経 済 産 業 省

20220225 貿局第2号
輸入注意事項2022第3号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年2月26日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正について

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）

改正後	現行
<p>1 対象貨物（略）</p> <p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(イ)～(チ)（略）</p> <p>(リ) ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァーストポリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）に係る申請の場合には、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等 1通</p> <p>(ヌ)～(ヲ)（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>1 対象貨物（略）</p> <p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(イ)～(チ)（略）</p> <p>(リ) ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァーストポリ特別市を原産地とする場合に限る。）に係る申請の場合には、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等 1通</p> <p>(ヌ)～(ヲ)（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p>